

報告第 24 号

処分報告（平成30年度貝塚市一般会計補正予算（第7号））の件

次の事件は、地方自治法第179条第1項の規定に基づき、次のとおり処分したものである
ので、同条第3項の規定によりこれを報告し、承認を求める。

平成30年11月29日提出

貝塚市長 藤原 龍男

記

平成30年度貝塚市一般会計補正予算（第7号）の件

平成30年度貝塚市一般会計補正予算（第7号）の件

平成30年度貝塚市の一般会計補正予算（第7号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ33,340千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ33,090,950千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款・項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

（地方債の補正）

第2条 地方債の変更は、「第2表 地方債補正」による。

平成30年11月6日処分

貝塚市長 藤原 龍男

第 1 表 歳 入 歳 出 予 算 補 正

歳 入

(単位 千円)

款	項	補正前の額	補 正 額	計
9. 地方交付税		4,724,768	12,440	4,737,208
	1. 地方交付税	4,724,768	12,440	4,737,208
20. 市債		2,254,649	20,900	2,275,549
	1. 市債	2,254,649	20,900	2,275,549
歳 入 合 計		33,057,610	33,340	33,090,950

歳 出

(単位 千円)

款	項	補正前の額	補 正 額	計
15. 災害復旧費		0	33,340	33,340
	2. 厚生労働施設災害復旧費	0	2,938	2,938
	4. 文教施設災害復旧費	0	30,402	30,402
歳	出	合	計	
		33,057,610	33,340	33,090,950

第2表 地方債補正

起債の目的	補 正 前									補 正 後								
	限度額	起債の 方 法	利 率	償還の方法					備 考	限度額	起債の 方 法	利 率	償還の方法					備 考
				借入先	償還期限	据置期間	償還方法	その他					借入先	償還期限	据置期間	償還方法	その他	
災 害 復 旧 債	千円	証書借入 又は	年6.5%以内 (ただし、利率見	政 府	年以内	年以内	年賦又は 半年賦・	左記の条件の範囲 内において借入先	証券発行の場合 において発行価	千円	同左	同左	同左	年以内	年以内	同左	同左	同左
		証券発行	直し方式で借り入 れる政府資金及び 地方公共団体金融 機構資金について、 利率の見直しを行っ た後においては、 当該見直し後の利 率)	その他			元利均等 又は元金 均等若し くは満期 一括償還	に融通条件がある 場合その条件に従 うことができる。 ただし、財政の都 合により償還期限 及び据置期間を短 縮し又は繰上償還 若しくは低利に借 り換えることがで きる。	格が額面金額を 下回るときは、 それぞれの発行 価格差減額を埋 めるために必要 な金額をそれぞ れの限度額に加 算した金額を限 度額とする。	20,900			同左	10	2			
起債合計	2,254,649									2,275,549								